

インターネット、デジタルコンテンツと著作権法のパラダイム

学籍番号 05H2037

小林 裕和

問題の所在

デジタル技術とインターネットの普及により、著作物の複製と公衆送信が容易となった。それにより既存の著作物を複製、改変した形での利用が激増している。このような時代を迎えた中、現行著作権法は現状に追いついた法律であるとは考え難い。そこで、法の抱える問題点と解決策を検討する。

第一章 現行著作権法の問題点

第一節 現状に追いつかない権利制限規定

現行著作権法は、その第 17 条から第 29 条にかけて著作権者の権利について詳細に定めている。その後第 30 条から第 50 条にかけて著作権が制限される場合が定められている限定列挙方式である。これは「批評、解説、ニュース報道、教授、研究または調査等を目的とする著作権のある著作物のフェアユースは、著作権の侵害とならない。」という一般条項を持つアメリカ法とよく対比される。

限定列挙方式は詳細な規定による強い法的安定性というメリットが存在するが、技術革新による新たな利用形態に迅速に対応できないというデメリットがある。

第二節 高水準の著作者人格権

著作権法には著作物の財産権と著作者人格権の 2 つが含まれている。著作者人格権は著作者がその著作物につき有している人格的利益を対象とした権利であり、公表権(18 条)、氏名表示権(19 条)、同一性保持権(20 条)の 3 つがある。この内の一つ、同一性保持権について、日本の著作権法は世界的に見て高水準にある。著作者の「意に反する」改変を禁止しているため、著作物の改変容易性を特徴とするデジタル技術と衝突する。これを厳格に運用するならば技術革新の成果が事実上否定された事になってしまう。デジタル時代を迎えた現在このような強力な人格権の保護が必要であるかが問題となっている。

第二章 権利制限規定の厳格解釈

第一節 従来の厳格解釈の問題性

著作権は著作者の権利の保護を第一として、例外的に一定の限られた場合に権利を制限するのであって、権利制限規定については「例外的に」定められていることを常に念頭に置き、限定的に解釈すべきであるという考え方が、従来通説・判例として一般的であった。そのため、権利制限規定については法の文言以上に厳格な要件を必要とされてきた。しかし、デジタル技術・ネットワーク技術が発展し、複製が日常的に行われる

ようになった現在では、このような厳格解釈の方向性を維持することが妥当であるのか疑問を呈さざるを得ない。

第二節 裁判例における厳格解釈

権利制限規定が文言以上に厳格な解釈をされてきた例として、32条の引用に関する二要件説がある。パロディ＝モンタージュ事件第一次上告審において最高裁は引用にあたるためには明瞭区分性と主従関係性が必要であるという二要件を提示した。明瞭区分性とは引用側と被引用側が明確に区別されていることであり、主従関係性とは引用側が主、被引用側が従の関係にあることである。判例、学説は多少の違いはあれどもこの二要件説を通説としてきた。

しかし、実際の条文の文言は「公正な利用に合致する」ことと「正当な範囲内で行われるもの」としか規定されていない。この最高裁判決が学説を従来の「著作者の権利保護」を第一とする原則に縛り付け、追加の要素を盛り込んでしまい、引用の規定を適用しにくいものとしていないか、再考の必要があろう。

実際に最近の判例においてはこの最高裁判決の判断基準に依らずに、本来の条文の文言に立ち返って判断を示すものが少なからず出てきている。

第三章 同一性保持権の厳格解釈

第一節 20条2項4号の厳格解釈

著作権法20条は「著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする。」としている。ただし、この同一性保持権も一定の場合にはその適用が除外され、侵害とならないとされており、その具体的場合分けは20条2項に定められている。その4号は一般条項であり「著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる改変」と規定している。改変容易性を特徴とするデジタル化とインターネット化の時代においては、これら2項の適用除外による柔軟な解釈で対応することが望ましいが、従来の通説・判例は「著作者の権利保護」の観点から20条2項を厳格に解釈している。中でも一般規定である4号はごく最近に至るまでその適用を事実上凍結されてきたに等しい。

2項による適用除外が厳格解釈によって適用されない以上、1項によって「意に反する改変」(すなわちあらゆる改変)は全て侵害ということになるが、私的範囲内での改変のようにそれらを侵害とするには妥当でない場合も考えられる。そのため、通説・判例は2項以外の法律構成を探し求め著作権法の条文に依らない「不文の適用除外」を広範に展開してきた。

第二節 裁判例による不文の適用除外

実際の判例では、投稿された俳句を雑誌掲載段階で改変して掲載した事について俳句の世界には選者による添削句を投句者の句として掲載する慣習があるとする被告の主張を受け入れ、原告には「黙示の同意」があったとした判決(東京地判平成9年8月29日入選句添削事件・第一審)。その控訴審では俳句を添削した上で掲載することができるという「事実たる慣習」を民法92条に基づいて認定し、同一性保持権侵害を否定している(東京高判平成10年8月4日)。また、映画をテレビ放送する際のコマーシャル挿入による中断について、「コマーシャルの挿入は、民間放送の長時間の映画放送にあたっては、避けられないものであって、これをもって被告が本件映画の改変を行ったとみることはできない」と明確な法律構成を示さずに侵害を否定したものもある(東京地判平成7年7月31日スイートホーム事件・第一審)。

このように20条2項の適用を厳格にしてきたために、裁判例では準拠する法律が区々であったり、法律構成が不明確なものもあり、法的安定性を欠いていると言わざるを得ない。デジタル化とネットワーク化の波の訪れた現在、現実に則した結論を導くために同一性保持権の侵害判断をどのようにして行うかという問題をまずは解釈論として、さらには立法的課題として検討する事が重要である。

第四章 著作権法とパロディ

第一節 現行法におけるパロディの位置づけ

デジタル化とインターネット化の時代を迎え、既存の著作物を改変した二次的著作物の創作という利用形態が隆盛となった現在、パロディの問題を考える事は重要であると考える。

現行法にパロディについての規定はなく、参考となるのは一つの判例のみである。引用の二要件でも触れた昭和55年3月28日(パロディ＝モンタージュ事件第一次上告審)で、最高裁は「他人の著作物における形式上の本質的な特徴をそれ自体として直接感得させないような態様に置いてこれを利用する場合に限られる」と判示しており、これによってパロディは事実上息の根を止められたとされる事が多い。

しかし、原作とのギャップが本質であるパロディに上記の最高裁のような要件を負わせることは酷であろう。フランス、ドイツなどがパロディに対して一定の法的地位を与えているように何らかの示唆が望ましかったと言える。

第二章 パロディ容認の要件

どのようなパロディであれば法的保護を与えるべきであろうか。現実に存在しているパロディは大きく3つに分ける事が出来るとされている。単に興味本位の滑稽的ねらいに終始した娯楽的パロディ、原著作物を利用しながら、原著作物以外の世相風俗などを批判する間接批評的パロディ、原著作物そのものの批判をねらう純粹批判的パロ

ディである。これについては原作品の価値を低下させることは許されないとしている見解があるが、作品を公表した以上、批判は受けるべきであり、この見解はやや著作権保護に傾きすぎた厳しい要件であるといえよう。

受け手が原作とパロディとの区別を正しく行えるような場合であれば 32 条の引用と 20 条 2 頁 4 号による同一性保持権の除外規定によって容認可能な利用と解釈する事が妥当であると考えられる。

第五章 解決の方向性

第一節 解釈論の転換

このような現状における問題をどのようにして解決すべきであろうか。第一に、著作権法を従来の「著作権者の権利保護」を第一目的とする基本姿勢から、作物の保護と利用とを調整する為のものとしてとらえ直すべきである。

その上でまず解釈論としては、既存の権利制限規定の拡大解釈、あるいは類推解釈による侵害の否定、本質的特徴を直接感得出来ない場合には侵害否定とする解釈論、黙示的許諾があると認められる場合には侵害を否定するべきとする解釈論、権利濫用として侵害否定とする方法等、従来の厳格解釈から柔軟な解釈への方向転換があげられる。現実に侵害とするには妥当でない利用形態についてはこのような解釈論によって救済することが考えられる。

しかし、法律の文言上度の過ぎる解釈論は認められず、またかえって法律構成を不明確にしてしまう可能性もあるため、解釈論での対応には限界がある。そのため立法による解決策も必要である。

第二節 立法的解決の方向性

立法的解決策として挙げられるものは第一に、個別の権利制限規定の改正である。これまでも権利制限規定については新技術が生み出されるたびに改正されてきた。

しかし、いかに審議会等で個別規定の見直しが機敏に行われたとしても、改正は現実問題に対して後追いになりやすく、そのため個別規定のみで適切に解決し尽くすことの出来ない問題というものがどうしても存在する。そのために検討されるべきものが一般条項の創設である。

これはアメリカにおけるフェアユースを日本法に設けるべきであるとする立法論である。フェアユースについては判例や学説が導入に消極的であったが、時代の変遷と共にその有用性が認められ始めている。具体的には現行法の権利制限規定に規定されていない利用形態の受け皿的な役割を担う「小さな一般条項」といった規定の方法が提案されている。

また、同一性保持権については 20 条 2 項 4 号を「やむを得ない」ではなくより柔軟に解釈可能な文言へ改正することも提案されている。パロディについても立法的解決が望

ましいが今後の議論の発展が必要である。

第六章 新時代への著作権法のパラダイムシフト

デジタル化とインターネット化の時代を迎え、一般のエンドユーザーまで著作物の広範な利用が可能になった現在、従来の「著作権者の権利保護」を第一目的とする偏った運用姿勢のみでは著作権者と利用者の溝を徒に深めるだけである。この姿勢を転換して著作権法を、利用者と著作権者の利益調整の役割を担うものとして捉える事が、現在の憂鬱な状況を解決するための第一歩である。情報化時代の過渡期を迎え、わが国の知的財産法学がその荒波を乗り越えるべく柔軟に対応していくことを期待したい。